フランスにおける人口問題と家族政策の歴史的展開 -第一次世界大戦前を中心として-(上)

深澤 敦 i

18世紀半ばから出生率が低下し始め、世界で最も早く1864年に高齢化率が7%に達したフランスにとって「少子高齢化」や「人口減少」の問題は恐らく最も関心の高い社会問題であり続け、とりわけ1870年の普仏戦争敗北を主要な契機として「人口強迫観念」とも称されるメンタリティが国民の中にも根強く蔓延していき、この観念は合計特殊出生率が持続的に2を越えるに至った今日でも完全には払拭されていないと思われる。本稿(上)では、こうした「少子化」や「出生率低下」が何故にいち早くフランスで生じたのかをまず解明するとともに、この問題に対してカトリックの家族主義的潮流(ファミリオ)とは質的に異なった「共和主義的ナタリスム」というフランスに特有な潮流がいかにして19世紀末に形成・発展していったのかを明らかにし、さらに両潮流に対抗して「腹のストライキ」という衝撃的なスローガンを伴ってフランスに台頭した新マルサス主義とはいかなる性格のものであり、それがとりわけ労働者階級にどの程度まで普及したのか、またフランスのフェミニズムは新マルサス主義に対していかなる対応を示したのかを解明する。

キーワード:「人口範式」、人口減少、ポピュラシオニスム、均分相続、共和主義的ナタリスム、「腹のストライキ」、新マルサス主義、フェミニズム

目 次

はじめに

- 1. 少子化という「人口範式」の確立
 - (1) 少子化の開始
 - (2) 少子化に対する「均分相続」と「不妊法典」の 決定的インパクト
- 2. 「出生率低下」問題と「共和主義的ナタリスムの 誕生」
- 3. 新マルサス主義の台頭とフェミニズム

(以下次号)

- 4. 二つの人口減少問題院外委員会の設置とその帰結
 - (1) 第一次人口減少問題院外委員会(1902~1908年)
 - i 立命館大学産業社会学部教授

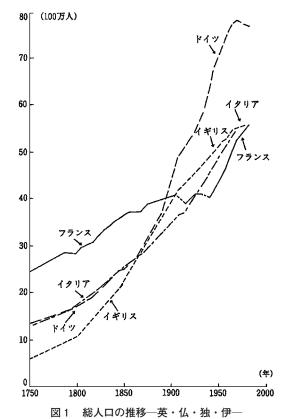
- (2) 第二次人口減少問題院外委員会(1912~1913年)
- 5. 1913年における三つの法の成立
 - (1) 1913年6月17日法
 - (2) 1913年7月14日法
 - (3) 1913年12月30日法

はじめに

邦訳『〈子供〉の誕生』の著者として日本でも有名なフランスの自称「日曜歴史家」フィリップ・アリエスは、『フランス人口の歴史』の初版(1948年)序文の最後を、本文第二部での英仏人口史の比較研究なども踏まえて「それぞれの文明は、自らのあり方、生き方、そして死に方を有していると同様に、自ら

の人口範式 sa formule démographique を持ってい $\left| a \right|^{1}$ という名言でまとめているが、はたして今日 の日本の「人口範式」ないし人口問題の解決法はい かなるものであろうか。現行の育児・介護休業法で は原則1歳まで、あるいは最長1歳半までの(雇用 保険からの) 育児休業給付金の支給期間をそのまま にして(ただし、2014年4月1日から育児休業給付 金の額は最初の180日までは休業前賃金の67%に引 き上げられたが)、「3年間、抱っこし放題」の育休 延長などという「子育て支援」や「仕事と家庭の両 立」のためと称する三歳児神話的な「範式」を2013 年4月に首相自らが提示するような日本のまさに 「文明」の展望は、主として第二次ベビーブーム世 代の「駆け込み出産」と考えられる影響により合計 特殊出生率が2010・2011年の1.39から2012年に1.41. 2013年は1.43へと少しばかり上昇したくらいでは決 して明るいものにはなりえないほど深刻な危機に直 面しているように思われる。

本稿では、このような日本の「人口範式」の問題 性を明らかにするための一つの参照基準として、世 界で最も早く18世紀の末から「少子化」を開始しな がらもロシアを除いてヨーロッパで最大の人口を擁 していたフランスが図1に示されているように19世 紀末からドイツ $^{2)}$, イギリス, イタリアに次々と追 い越される状況に直面して、いかなる「出産奨励主 義政策 la politique nataliste」を歴史的に積み重ねて きたのかについて、まず第一次世界大戦前を中心に 解明する。そして本稿は、両大戦間期における特に 1930年代末以降の本格的な「家族政策」の登場を経 て、1965年からの出生率の低下傾向を30年後の1995 年以降には確実に反転させ、とりわけ21世紀に入る と急速に出生率を上昇させて2008年からは合計特殊 出生率が一貫して2を越える(他方で、1990年代以 降に2を越えていた米国はリーマン・ショック後の 不況の影響で2011年には1.89にまで低下してい る³⁾) までに至ったフランスの今日までの歴史的推 移を検討するための序論的研究として位置づけられ る。



(出所) 岡田實「フランスの家族政策の発展」『経済学論纂』(中央大学),第36巻第1・2合併号,1995年3月,367頁。

1. 少子化という「人口範式」の確立

(1) 少子化の開始

フランスにおいて〈人口〉への関心が最初に大きく高まったのは17~18世紀であり、コルベール主義に代表される17世紀以降のフランス重商主義は通商による富の拡大によって人口の増加⁴⁾と強力な軍隊を備えることを目指し、また18世紀になるとモンテスキューは『ペルシャ人の手紙』(1721年)や『法の精神』(1748年)で人口の減少やその回復について論じ、さらに1695年に「王の偉大さは臣民の数によって測られる」と述べたボワギュベール⁵⁾を先駆者とし、『人間の友、あるいは人口概論』(1756~1760年)を著した父ミラボーやケネーらの重農主義

者も当時のフランスで人口減少が実際に起こってい ると主張していた。これらは後世に「ポピュラシオ ニスム populationnisme (人口増殖主義)」と称せら れる思想の最初の諸潮流を成しているが、その特徴 は個人の福祉の向上・増進を軽視しながら総体とし ての人口、とりわけ重農主義の場合には農業人口こ そ富の源泉であり(ただし、ケネーはこの点で父ミ ラボーを批判し、人口よりもむしろ農業資本を重視 しており、典型的なポピュラシオニストではない が)、国の繁栄の基礎を成すから結婚と多産の奨励、 移住の規制や他の政策諸手段によって人口の増加、 つまりは「富国強兵」を実現すべきであると力説し たところにある。したがって、M. フーコーの言う ように「重農主義者はそれ以前の時代の重商主義者 と違って反ポピュラシオニストであるというわけで はない。彼らは人口の問題を別の仕方で提示する。 彼らにとって人口とは、領土に住む臣民の単なる総 和. つまり子を持とうとする各人の意志や出産を奨 励ないし抑制する立法の結果として生ずる総和なのではない。人口はいくつかの諸要因に依存する変数なのである。これらの諸要因はすべて自然なものであるどころではない(税制や流通活動、利潤の配分が人口比率の主要な規定因である[のだから])。しかし、こうした[人口の]依存性は合理的に分析しうるものであり、その結果、人口は多様で、かつ人為的に修正可能な諸要因に〈必然的に〉依存するものとして現れる。かくして…人口の政治的問題が[重農主義の台頭とともに]出現し始める」⁶⁾([]内は引用者。以下同様)。つまり、「人口変動の結果に対応しようとする」単なる人口対策を越えて、「人口を操作変数として目的を達成しようとする人口政策」⁷⁾が重農主義によってより明確に追求され始めるのである。

とはいえ他方で、1760~80年代に登場したエクス ピイー、モオー、メサンスなどの人口学者は、「政治 算術」に基づく推計によって18世紀にもフランスの

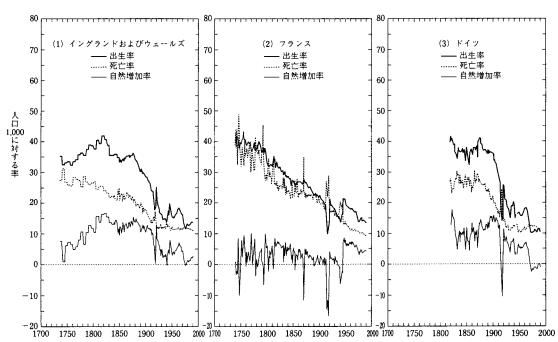


図2 イングランドおよびウェールズ,フランス,ドイツにおける18世紀以降の普通出生率および自然増加率の推移 (出所) ジェラール・キャロー「フランスにおける出生率の動向と家族政策」阿藤誠編『先進諸国の人口問題』東京大学出版会,1996 年,196頁。

| 年次 | フランス | イギリス | ドイツ | スウェーデン |
|-----------|------|------|------|--------|
| 1851-60 | 2.4 | 11.9 | 8.9 | 11.1 |
| 1861-70 | 2.7 | 12.7 | 10.3 | 11.2 |
| 1871-80 | 1.7 | 14.0 | 11.9 | 12.2 |
| 1881-90 | 1.8 | 13.4 | 11.7 | 12.2 |
| 1890-1900 | 0.7 | 11.7 | 13.9 | 10.7 |
| 1901-10 | 1.2 | 11.8 | 14.3 | 10.9 |
| 1911-13 | 0.7 | 10.2 | 12.0 | 9.7 |

表1 ヨーロッパ諸国の自然増加率(‰)

(出典) Joseph J. Spengler, France faces depopulation: Postlude edition, 1936-1976: Durham, Duke University Press, 1979, p.53.

人口はむしろ増加していることを明らかにし $^{8)}$ (また,フランスで最初の国勢調査はナポレオンが第一執政になった後の1801年に実施され,それから1851年の第 7 回調査まで総人口は2734万 9 千人から3578万 3 千人に増加している $^{9)}$),既述のような人口減少論は誤りだったことが知られるようになる。しかしながら,重農主義者の人口減少論は,フーコーの上記の指摘に示されているように「〈人口〉を重要な政治的対象として,また社会にかかわる重要な認識の対象として登場させるとともに,統治と知識の関係を大きく変化させた」 $^{10)}$ のであり,主として人口を対象とする「生権力」の新たな統治術をフランスに生み出すことになった 11 。

だがそれにも拘わらず、前頁の図2 (2) に示されているようにフランスの一般出生率は18世紀末から急速に低下し続け、他方で当時の乳幼児の未だ高い死亡率¹²⁾ を忘れてはならないにせよ全体としては死亡率もほぼ同時に低下したために「少子高齢化」が世界で最も早くから進行し(7%の高齢化率に達するのは日本が1970年なのに対して、フランスは1世紀以上前の1864年である)、人口1000人当たりの出生率と死亡率の差である自然増加率¹³⁾ は、19世紀の最後の四半世紀以降は2‰を下回り、他のヨーロッパ諸国の10~14‰とまさにケタ違いの低さに陥るようになる(表1参照)。

こうした著しい少子化が、既述のような重農主義 のポピュラシオニスムや人口を対象とする「生権

力」的統治技術の出現にも拘わらず、いったい何故 にフランスで生じたのであろうか。そこには1789年 に勃発した大革命が決定的な影響を及ぼしていると 考えられる。「自由、平等、博愛」という革命のスロ ーガンの下での、封建制に対する最もラディカルな 批判の展開は、革命前から始まっていたフランスの 「脱キリスト教化」¹⁴⁾ を飛躍的に拡大し、民主主義 と個人主義の思想を普及し、伝統的な家父長制の崩 壊を開始させたのである。これらはいずれも聖職者 の「司牧的権力」と絶対王政の政治的・社会的・経 済的権力, とりわけ両者の「生権力」に対する「マ ルチチュード的抵抗」¹⁵⁾ の表現としても把握する 必要がある。つまり、自分たちを富の産出のための 単なる人的材料・手段として「増殖」させようとす る「権力」。また『旧約聖書 創世記』(1:28) の「産 めよ殖やせよ Croissez et multipliez-vous」的権力へ の抵抗である。フランスでは他国に1世紀も先駆け て、既に1750年以降に出産の自発的制限が始まって おり、それは「世俗的かつ宗教的権威に対する反逆 の運動 $|^{16}$ であったし、その運動が大革命以降には 広範なマルチチュードを担い手とするようになった のである。

(2) 少子化に対する「均分相続」と「不妊法典」の 決定的インパクト

革命期の政治的・社会的不安定性に加えて、上記のような抵抗や個人主義的思想が旧来のように子を

産み育てることに対しマイナスの影響を及ぼしたことは疑いえないであろう。その上、大革命は19世紀フランスに「少子化」という「人口範式」をもたらすもう一つの決定的なインパクトを与えている。それは伝統的な「長子相続」を同じ親から生まれた子どもに対する封建的ヒエラルキーの典型として廃棄し、子ども相互の「平等」に基づく「均分相続」の制度に取り替えたことである(日本では1947年の新民法第900条4号に「均分相続」が規定されるまで、戦前の旧民法970条による「家督(長子)相続」制が存続していた)。

この「均分相続」は、当時の兵役義務が主として 次男や三男に課せられていた状況の下で革命擁護と 祖国防衛の兵力や勢力として彼らがそれを強く要求 したことに支えられて、封建制の廃棄に関する1790 年3月15日・28日のデクレ(法令)による貴族的相 続の廃止や1791年4月8日・15日デクレによる法定 の非貴族的 (無遺言) 不平等相続の廃止に関する規 定に続いて出された1794年1月6日(共和歴2年雪 月17日) のデクレによって「統一相続法の集成 | ¹⁷⁾ として(日本よりも1世紀半以上も前に)法制化さ れたものである。わけても、この1794年デクレによ って「遺言による長子単独相続人の指定に終止符が うたれた」¹⁸⁾ (傍点は引用者) のである。さらに 「均分相続」は、ナポレオン帝政になって撤廃され るどころか、その最初の年である1804年にまとめら れた「民法典」において、1794年デクレ以降の相続 法による自由処分権の漸次的復活を継承した被相続 人の「自由分 quotité disponible」の限定的拡大(た だし、それは「子の法定相続分を補充して、実質的 平等を実現する衡平的処分として」¹⁹⁾ 拡大された) という修正を施されながら、基本的には不動産・動 産であれ伝来財産・取得財産であれ、すべての相続 に適用されたのである(とりわけ、ナポレオン民法 典第826条の「現物分割請求権」と第832条の「物的 均分主義」)。当時の大部分の人びとは、大革命によ る領主などの封建的土地所有権の剝奪によって新た に土地所有者となった「分割地農」であったから

(1806年に農業就業人口は全就業者の65.1%を占め ている²⁰⁾) 土地に対する執着がそれだけ強く. 子 の数が多いと相続の際の「均分」(平等分割) によっ て基本的な生産手段である土地が細分化され、それ ぞれの子が農民として生計を営むことが困難になる ことを恐れた親たちは子の数を制限するようになっ たわけである²¹⁾ (これが新興ブルジョワジーにと っても、同様に財産の分散を避けるための「人口範 式」となり、また他方で徐々に増大し始める都市労 働者の上層熟練部分は労働力供給の新マルサス主義 的制限に傾斜し、その下層部分の多くは主として貧 困のために子無し、あるいは少数の嫡出子や「私生 児」=非嫡出子を有するようになる $^{22)}$)。早くも 1770年代から産業革命を開始したイギリスと異なっ て、未だ他の産業部門で就業する機会が多くなかっ た農民的19世紀フランスは、かくして新マルサス主 義的な「産児制限」と「出生率低下 dénatalité」に大 きく転換することになる。

2. 「出生率低下」問題と「共和主義的ナタリスムの誕生」

既述のように多大な影響を及ぼすことになる「均 分相続」制度に対して、ナポレオン帝政崩壊後の王 政復古期に修正の試みもなされ、選挙人資格が得ら れる地租300フランを課される相続において死亡者 が自由分を処分しなかった場合にその自由分を長男 に帰属させる政府法案も1826年2月に提出されるが、 それに反対する多くの請願や抗議運動に押されて結 局のところ否決される²³⁾。そして、王政復古期に さえも覆すことのできない大革命の成果として維持 された、この「均分相続」こそフランスに土地所有 の縮小と「出生率低下」をもたらす主な要因である とする説は19世紀中にも多くの論者によって唱えら れる。例えば、トクヴィルは『アメリカのデモクラ シー』(1835年)で「法が相続分の平等を定める国で は...財産、とりわけ土地所有は恒久的な縮小傾向を 示す。... [均分相続が] 行く手にある家々の壁を崩

し畑の垣を壊す」²⁴⁾と述べているし、またルナン も『現代の諸問題』(1868年) 序文で「子どもは父に とって差障りであり」民法典によって家族の脆弱性 や狭隘性しかもたらされえないことを問題にしてい るが²⁵⁾,この点で最も影響力を発揮したのはカト リック系の社会学者ル・プレエとその学派である。 彼は『両世界の労働者』(第1巻、1857年)の中で、 強制分割相続が財産の際限のない細分化に導き、出 生率低下の最も確かな原因の一つを成していると結 論づけ²⁶⁾、そこから『フランスの社会改革』(1864 年)では彼が理想型とする「株家族 famille-souche」 (家長が指定した一人の子に家産を一括相続させる 直系家族) をフランスに再建することが社会改革の 第一の課題であると主張する。そして、1874年以降 には彼の説の普及のために「社会平和連合 Unions de la Paix sociale」が各地に結成され、そこに弟 子たちが結集し、1881年に月刊誌『社会改革 La Réforme sociale』も発行されるようになり、「一つ の本当の学派」²⁷⁾ が形成される。

さらに、1870年の普仏戦争敗北の重要な原因とし て「出生率低下」(兵力の減少) が大いに問題とされ ていく中で、ル・プレェ学派以外でも著名な自由主 義経済学者ポール・ルロワ・ボリューは自らが創刊 した『フランスのエコノミスト l'Economiste Français』誌の1880年3月号で人口減少の抑制手段 として強制均分相続を修正しうるように「遺言の自 由」を拡大することを支持する²⁸⁾。まさに、出生 率低下に対する均分相続の影響に関するこのような 多くの説が注目を集め、また1866年の普墺戦争(七 週間戦争) 29) に続き普仏戦争にも勝利し人口160万 人のアルザス・ロレーヌを獲得して樹立された統一 「ドイツ帝国」の人口がフランスを凌駕することが 確実になり始めると、ますます人口減少はR.フラリ ーの言う 「国民的危機 le péril national | ³⁰⁾ だと感じ られ、フランス人の「人口強迫観念 l'obsession démographique」³¹⁾ とも称されるメンタリティが 1880年代以降に蔓延していき,「独身者と1人息子 の国、フランス \rfloor^{32} が慨嘆を込めて語られ、「家族」 のあり様がホットな議論のテーマとなっていくのである。そして、1890~1892年における3年連続の人口自然減が1893・1894年に一旦はストップしていたものの、1896年初めに前年のセンサス(国勢調査)の結果が公表され、1895年の出生数83万4千人に対して、死亡数は85万2千人で(1万8千人の)自然減であったことが再び明らかにされる³³⁾。

以上のような「危機」的状況において、ジャッ ク・ベルティヨン(Jacques Bertillon 1851~1922) の主導の下で1896年5月29日に創設された「フラン ス人口増加全国連盟 l'Alliance nationale pour l'accroissement de la population française」(以下で は主として「全国連盟」と略称)34)は、その後の人 口政策の展開に対してとりわけ大きな影響力を発揮 している。医者の J. ベルティヨンは1883年に死去 した父の後任としてパリ市統計局長に任ぜられ. 1887年には『乳幼児死亡率の計算』という著作や 1893年に胎児死亡率に関する書物を既に刊行し、彼 の父で同じく医者のルイ・アドルフ・ベルティヨン は1855年に「démographie 人口統計学」という新語 を編み出した熱烈な共和主義者の植物学者アシー ル・ギィヤールの婿(娘ゾーエ Zoë の夫)でもあ り³⁵⁾. また彼の弟のアルホンス・ベルティヨンも パリ警視庁鑑定局長として「le bertillonnage ベルテ ィヨン式人体測定法」という犯人識別方法を開発し ており、彼らはまさに人口統計の専門家一族を成し ていた。さらに、J. ベルティヨン以外の他の3人の 全国連盟共同創設者は、ルイ・エミール・ジャヴァ ル (アルザスのユダヤ人銀行家の家族出身で眼科医, 作家ゾラの親友)、シャルル・リッシェ (フリーメ ソンのパリ大学生理学教授で1913年には過敏症の発 見によりノーベル賞を授与), そしてアンドレ・オ ノラ (急進党系のジャーナリストで1910年には下院 議員,第一次大戦後にミルラン内閣の公教育大臣) である。こうした経歴の人びとによる全国連盟の創 設は、既述のような17~18世紀のポピュラシオニス ムの単なる復興ではなく、カトリーヌ・ロレが示唆 するように「共和主義的ナタリスムの誕生」を物語

っており、「家族的・社会的価値観をカトリックの人びとに独占させないようにする世俗的モラルの錬成」³⁶⁾という意図を有していたと考えられる(また、全国連盟には著名な経営者たち、とりわけ百貨店「ラ・サマリテーヌ」を創設したエルネスト・コニャック、タイヤメーカーのアンドレとエドゥアールのミシュラン兄弟、第一次世界大戦後にはその会長となる実業家のポール・ルフェーブル=ディボンが加入している³⁷⁾)。

こうして、彼らはル・プレェ学派に代表されるよ うな主としてカトリックの家族主義的潮流(ファミ リオ familiaux)とは質的に異なった、世俗的・共和 主義的な「ナタリスト natalistes (出産奨励主義者) | の潮流を形成していく380。しかしながら、両潮流 は組織的に対立していたわけでは決してなく、ル・ プレェの「社会改革」派からも、彼の亡き後に学派 の理論的指導者となったエミール・シェイソンと 「社会平和連合」の事務総長のアレクシス・ドゥレ ールの二人が代表として全国連盟の指導委員会に参 加している³⁹⁾。要するに、フランスにおける「こ の双頭の運動の努力や成果は家族統治技術の総体の 中に組み込まれている。… [全国連盟の] 会員にと って挑戦すべき課題は、旧来の家族的モラルの復興 よりも、家族構成の中に人口統計的基準を課す新た ・・・・・・・・・・・・ な家族的モラルの創出であり、復興の方はファミリ オたちの専有物にとどまる」40)(傍点は引用者)の である。そして、この新たな家族的モラルとは、 「私的な行為や慣習を新たな家族的秩序の中で規定 する人口統計的モラル」⁴¹⁾ なのである。つまり、統 計的に平均すると当時は3人の子のうち1人は自ら を再生産する前に死亡するため3~4人以上の子を 有し、父親は「一家の稼ぎ主」であり、また全国連 盟の指導委員会メンバーであり当時はパリ市会議員 のポール・ストロース(ユダヤ人でフリーメソン) がこの1896年に書いているように「マターニティは 一つの社会的職務 une fonction sociale であり 42) ... この職務は国家における公共サービスに相当し、そ の職務をそれ自身に任せたら国民的利益、人道的利 益を危機に晒すことになる」43)から、既婚女性は 国家の公的支援に支えられながら専業主婦として出 産と子育てに励むべきであるというモラルに他なら ない(他方で、ファミリオたちは、「男性稼ぎ主モデ ル | を共有するにしても、マターニティへの報酬は 「自然の法則に対する侵犯」とみなして斥ける⁴⁴⁾)。 しかも、エミール・ジャヴァルが最初に唱えたとさ れるように子3人の家族が「標準家族 famille normale」だとしても、それを超える多子家族の父 親を自己抑制できない不手際な男と従来のように嘲 笑の的⁴⁵⁾とせずに多子家族を敬うような「新たな 家族的モラルの創出」が目指されたのである。した がって、レミー・ルノワールが主張するように 46 . 両潮流は「家族主義 familialisme」の二つの形態。つ まり「教会の家族主義」と「国家の家族主義」とし て把握することも可能であろう。

3. 新マルサス主義の台頭とフェミニズム

上述のような「新たな家族的モラル」や「家族統 治技術」の当面は「下から」の生権力的構築の動き に対抗して、「マターニティの自由」を擁護する組 織が全国連盟の創設直後(1896年8月)に著名なア ナーキストのポール・ロバン (Paul Robin, 1837~ 1912) によって結成される。それは「フランス最初 の新マルサス主義の結社である人間再生同盟 la Ligue de la régénération humaine」⁴⁷⁾ である。「新 (ネオ) マルサス主義」とは、牧師でもあったトーマ ス・ロバート・マルサス (1766~1834) 自身は人口 の「幾何級数的増加」を防ぐ方法に関して人工的手 段を「不道徳」として退け禁欲や晩婚などの道徳的 抑制を説いたのに対して、早くも1822年にイギリス 労働運動の指導者(後のチャーティスト)フランシ ス・プレースが避妊による人工的・科学的な産児制 限を主張したことに始まるものであり48), ロバー ト・オーエン親子やジョン・スチュアート・ミルに よっても支持され、その最初の組織(ただし、名称 は「The malthusian League マルサス主義同盟」)が 1877年にロンドンでアニー・ベザントなどによって 結成された。当時ロンドンに亡命していた P. ロバ ン⁴⁹⁾ は、その影響を受け新マルサス主義に深く傾 倒していき、公教育省の初等教育局長になったばか りのフェルディナン・ビュイッソンの尽力により 1879年に初等教育視学官に任命(彼はパリ高等師範 学校の出身) されてフランスに帰国し、1880年12月 から1894年8月までワーズ県サンピュイ (Cempuis) のプレヴォ孤児院の院長として彼の唱 える「統合教育」50)を実践しながら新マルサス主 義の本格的普及の機を窺っていたと思われる(彼に あっては統合教育も新マルサス主義も「個人の自己 統御の権利」に基づく相互に調和した理論と実践を 成している 51)。そして、物議を醸した彼の絶対自 由主義的な教育方針を理由として1894年に院長を免 職されたことが、それまでは公職にある者として一 定の抑制を余儀なくされていた新マルサス主義の普 及活動に彼が本格的に着手することを可能とするよ うになる。

また他方で1890年代になると新マルサス主義に賛同する言説も少なからず発せられるようになり、例えば『パリ医学ジャーナル』を刊行していた医師のA. リュトー(Auguste Lutaud)は1891年に「フランスで、裕福で安楽な階級においてしか実践されていない新マルサス主義を発展させることが重要である」と書いていたし 52 、翌1892年10月2日にはパリの地理学協会ホールで「新マルサス主義の最初の公開講演会」 53 が開催され、生体解剖に反対する運動で有名な女性アナーキストのマリー・ユーオが 2000 人の聴衆を前に「子沢山の母親 mères gigognes」を痛罵し、「生殖の自制(ないし棄権)l'abstention génésique」を提唱しており 54 、マスコミで「常軌を逸した講演会」(財界系日刊紙『ル・タン』1892年 10 月4日)などと評されていたのである。

以上のように新マルサス主義のリーダーたちがキャンペーン活動に乗り出し始めていた矢先に人口増加全国連盟が創設され、それへの対抗から人間再生同盟の結成が促進されたことは疑いえないであろう。

その主導者であるロバンは、女性の就業権を既に第 ーインター内部でも主張していた長年のフェミニス トであり、新マルサス主義に関して通常指摘される ように多産によって国家には兵士(「合法的に」人 を殺し、あるいは殺される人的素材)を、資本家に は労働力(搾取素材)を野放図に提供することの拒 絶(こうした含意での「生殖の棄権」)を目的とした だけではなく、「産児制限への彼の関心は、それが 完全な女性解放のための唯一の確実な基礎を提供す るという確信にも同様に基づいていたのである。彼 の最初の小冊子の一つである『既婚者に Aux gens mariés』の中で、女性は『最大限の考慮の後に自ら 決定した時にのみ母となる』権利を有するという初 期フェミニストたちによって最初に素描された論拠 を彼は擁護した。...さらにロバンは、いかなる避妊 技術でも第一の優先性はその技術が女性によって完 全にコントロールされることだと主張していた」⁵⁵⁾。 つまり、女性の「自己統御の権利」に基づく「マタ ーニティの自由」こそが女性解放の基礎であり、そ れによって女性の服従に依存しない男性の側の「自 己統御」も初めて可能となり、かくして「人間再生」 の展望が切り拓かれると彼は考えていたのであ る⁵⁶⁾。ただし、その「人間再生」が、他方では優生 思想に基づき、最も「退化した者」の人為的淘汰の 上に成就されると想定されていたところに大きな歴 史的問題性がある⁵⁷⁾。

とはいえ、人口増加全国連盟においては「ベルティヨンも、また彼の同盟者も人口問題の議論への女性の参加を歓迎しなかった」⁵⁸⁾のに対して、以上のように「男性の支配からの女性解放に貢献する」⁵⁹⁾ことを目指した人間再生同盟の思想にとって女性の支持を獲得することは決定的に重要であろう。そして、この点に関して、「新マルサス主義のフェミニストたちはフェミニスト〔全体〕の中で孤立しているにしても…マターニティの自由を獲得するための闘争において最も知られた女性のみを挙げればネリー・ルーセル(Nelly Roussel, 1878~1922)とマドレーヌ・ペルティエ(Madeleine Pelletier,

1874~1939) のようなフェミニストかつ新マルサス 主義の女性の役割を強調することが必要であり、... 彼女たちの擁護する思想がマターニティについての イデオロギー論争を活気づけ、豊かにしている」⁶⁰⁾ のである。しかしながら、フェミニズムそれ自体に 反対する者も多く、彼らは「フェミニズムはアング ロ・サクソンの文化帝国主義の最もふとどきな要素 だと糾弾し...輸入されたフェミニズムの悪疫が風俗 壊乱の根本原因であるばかりでなく、人口減少の主 要な原因である」61)とさえ主張していたし、女性組 織の大半は中絶のみならず避妊にも反対の立場を維 持していた。こうして、1901年4月18日にフランス の女性団体の大部分を結集して創設された(1888年 創設の国際女性評議会のフランス支部である) 「全 国フランス女性評議会 Conseil national des femmes françaises」⁶²⁾ は、1909年に「避妊同盟に反 対する目的で一つの同盟を結成する」ことを決定し, その「堕胎罪防止同盟 Ligue contre le crime d'avortement」が1911年11月に「この犯罪を軽罪と し、新マルサス主義のプロパガンダに刑罰を科すこ とを目的とする法案⁶³⁾を議会が早急に採択する」 ことを求める請願を上院に提出している⁶⁴⁾。そし て、このような法案が第一次大戦後には可決される ことになるのである。

こうして、第一次世界大戦前のフランスにおいて、フェミニズム以上に「新マルサス主義へ最も早くから、かつ最も大量に参加するのは、すべてのアナーキストの中でも間違いなくアナルコ・サンディカリストである」⁶⁵⁾。フランスの労働組合運動(サンディカリスム)は1871年のパリ・コミューン崩壊後に厳しい冬の時代を経たが、ようやく1886年にリヨンの大会で職種別・産業別組合のナショナル・センターとして「全国労働組合連盟」が創設され、また1892年にサン・テチエンヌの大会で各地の労働取引所の全国組織として「労働取引所連盟」が結成され、さらに1895年のリモージュの大会で両連盟の連合体として「労働総同盟 CGT」が誕生する⁶⁶⁾。しかも、相互に対立していた社会主義諸政党から独立し、主

としてゼネストを基礎とした独自の社会革命を追求 した「革命的サンディカリスム」が当時の組合多数 派の理論を成しており、例外はあるにしても「全体 として取引所連盟と CGT の指導者たちはアナーキ ストであった」⁶⁷⁾。そして、同時代のサンディカリ スム研究者であるマキシム・ルロワによると、「出 産の自発的で思慮深い制限は、新マルサス主義の主 唱者かつ理論家であるポール・ロバンの影響を受け たアナーキストの活動家によって労働者階級の中に 浸透した思想であり、…既に明確な一種の道徳的義 務に転化しつつある。...新マルサス主義、それはま たプロレタリア連帯の名における生産に対する統制 権の要求でもある」⁶⁸⁾ (傍点は引用者) と考えられ ていた。こうして、皮革労連や建設労連などの主と して熟練工の産別組合(ただし、これらの組合にと って産児制限は組合の決定・方針や関心事というよ りも「個人の自覚 la conscience individuelle | ⁶⁹⁾. つまり「道徳的義務」の問題として慎重に扱われて いる)のみならず、「CGTの公式機関紙も新マルサ ス主義に好意的な態度を同様に示している。かくし て、出産の自発的制限を推奨する記事が規則的に 『人民の声』[週刊 CGT 機関紙] に相次ぎ、『ラ・バ ターユ・サンディカリスト』[非公式 CGT 日刊紙] は様々な新マルサス主義の講演会や集会の案内を載 せ、それらについての全国的な宣伝をこのように行 った | ⁷⁰⁾ のである。また、1910~1911年の冬には 「新マルサス主義労働者集団連盟 Fédération des groupes ouvriers néo-malthusiens」が結成され、パ リで13, その郊外に8, 地方で17のグループが組織 されている⁷¹⁾。これらの労働者集団の中では,と りわけノール県ルーベ・トゥルコワン地方やヨンヌ 県オセールのグループの活動は活発で、そこでは他 よりも著しい出生率低下が見られ、とりわけ前者の 地方では「ルーベの恐ろしい統計」としてナタリス トたちも問題にしたとされる⁷²⁾。とはいえ,これ らの際立った事例は、例外的とも言えるものでしか なく、「人口問題に対するプロレタリアートのほぼ 一般的な無関心を忘れさせるものではない。...実際, 新マルサス主義の諸運動は、出産の自発的制限の拡大という [既述のような大革命以来の] 社会現象の上に接ぎ木されたものであり、この動きを強化しようと努力したが、極めて限定された地理的・職業的区域においてしか目的を達成しなかった」⁷³⁾ のである。

注

- Philippe Ariès, Histoire des populations françaises et de leurs attitudes devant la vie depuis le XVIII^e siècle, Editions du Seuil, 1971, p.16.
- 2) 図1とは異なって、フランスの人口は既にドイツ統一以前の1850年にはドイツに追い越されたという説(cf. Philip E. Ogden and Marie-Monique Huss, "Demography and pronatalism in France in the nineteenth and twentieth centuries", *Journal of Historical Geography*, 8, 3, 1982, p.284)や「1855年に仏独の人口は逆転している」(縄田康光「少子化を克服したフランス~フランスの人口動態と家族政策~」、『立法と調査』No.297, 2009年10月,65頁)とする論者も存在する。
- 3) 日本経済新聞, 2012年12月4日; «Fécondité: les «États-Unis derrière la France», http://www.futuribles.com/base/article/fecondite-les etats-unis-derriere-la-france/.
- 4) ルイ14世は、ブルゴーニュ地方の前例に倣い、またコルベールの教唆に従って、20歳前に結婚する人や12人以上の子の父親に免税特権や身分別手当を付与するサン・ジェルマン・アン・レイ勅令を1666年に発している(cf. Victor Guesdon, Le Mouvement de création et d'extension des Caisses d'Allocations familiales, Paris, Éditions de la vie universitaire, 1922, p.23)。ただし、財政状態の悪化のために1683年には本勅令の廃止を余儀なくされている(cf. Dominique Ceccaldi, Histoire des Prestations familiales en France, Union Nationale des Caisses d'Allocations Familiales, 1957, p.12)。
- 5) Cf. Paul-André Rosental, «Pour une histoire politique des populations», *Annales: Histoire, Sciences sociales*, janvier-février 2006, n° 1, p.25.

- 6) Michel Foucault, Sécurité, territoire, populatioin, Cours au Collège de France (1977-1978), Seuil/Gallimard, 2004, pp.375-376; 高桑和巳訳『ミシェル・フーコー講義集成7 安全・領土・人口』筑摩書房、2007年、450頁。
- 7) 日本人口学会編『人口大事典』培風館,2002年, 827頁。
- 8) 岡田實著『フランス人口思想の発展』千倉書房, 1984年, 188頁参照。
- 9) Cf. Robert Talmy, *Histoire du mouvement familial en France (1896-1939) I,* Union nationale des Caisses d'allocations familiales, 1962, p.53.
- 10) 阪上孝著『近代的統治の誕生―人口・世論・家 族―』岩波書店, 1999年, 12頁。
- 11) なお、フーコーは「社会体 corps social の «身体的 physique な » 要素、つまり言ってみればこの市民社会の物質性 matérialité を制度的総体として、また練り上げられた介入様式として引き受ける」のが当時に「独仏で «ポリス » と称されていたところのもの」であり、「この物質性の中心に現れるのが、17世紀と18世紀にその重要性が絶えず明確になり増大する一つの要素、つまり人口なのである」(太字は原文イタリック、«La politique de la santé au XVIII^e siècle»、Michel Foucault、*Dits et écrits II、1976-1988*、Gallimard、2001、p.730;『ミシェル・フーコー思考集成 VIII』 筑摩書房、2001年、10~11頁)とする。
- 12) 19世紀全体にわたって乳幼児死亡率は未だにかなり高く、とりわけパリのような都市では20%近くを維持しており、その急激な減少は1890年代から始まる牛乳の低温殺菌法(pasteurisation)の普及を待たなければならなかった(cf. George D. Sussman, "The Wet-nursing Business in Nineteenth-Century France", French Historical Studies, volume IX, number 2, Fall 1975, p.325, note 63)。
- 13) フランス語で「dépopulation 人口減少」は人口 のこの自然増加率がマイナス, つまり自然減を意味し、移住による人口減の場合は dépeuplement という別のタームを用いる。
- 14) エマニュエル・トッド / 石崎晴己訳『新ヨーロ

ッパ大全 I』藤原書店、1992年、242~243頁。

- 15) 拙稿「巻頭言 『福祉国家』とマルチチュード 的抵抗主体」、社会政策学会編『社会政策』第4巻 第3号、ミネルヴァ書房、2013年3月、1~3頁 参照。
- 16) Jacqueline Hecht, «La démographie comme question politique», in M. Chauvière, M. Sassier, B. Bouquet, R. Allard, B. Ribes (sous la direction de), Les implicites de la politique familiale: Approches hitoriques, juridiques et politiques, Paris, Dunod, 2000, p.57. また, この時期以降に ついても, フランスにおいて「出産拒否は, 要す るに20世紀の社会において女性に与えられた状態 に対する抵抗である。[母体の] 腹の新たなスト ライキである」(Yvonne Knibiehler et Catherine Fouquet, Histoire des mères du Moyen Age à nos *jours*, Ed. Montalba, 1977, p.337; 中嶋公子・宮 本由美ほか訳『母親の社会史』筑摩書房, 1994年, 456頁) と考えられている。なお、この「腹のスト ライキ」については、Francis Ronsin, La Grève des ventres, Paris, Aubier, 1980 参照。

稲本洋之助著『近代相続法の研究―フランスに

17)

おけるその歴史的展開-』岩波書店, 1968年, 239 頁。かくして,「全フランス統一相続法が実定法 上はじめて成立し、のちの民法典相続法の基本構 造を決定するに至る」(同書,305頁)のである。 なお, 1791年デクレの成立過程において, 1790 年12月4日のアヴェイロン県会で決議され、同月 12日に立憲議会に送付された「直系相続平等分割 の不都合について」と題された意見書では、「土 地が細分されれば,人口が減少し,農業は様相を かえ、その不幸な結果は測りしれないものがあ る」(同書, 207頁) という警告も既に発せられて いたが、他方で子ミラボーは同時期に「家族財産 の分割の平等は、人口を増大させ、土地所有数を 増やす手段とむすびついている」(同書, 230頁) と主張していた。また、1794年デクレを頂点とす る「革命前期においては、所有権の自由よりも所 有の分割が、家族の保護よりも個人の平等が前面 に出されており、所有権と家族の観念がイデオロ ギー的な美化をともなって掲げられることはなか った」(同書, 277頁, 傍点原文) ことに注目する

必要がある。

- 18) 同上書、294頁。このように「遺言の自由」が制限されたのは、「革命期においては、相続における『平等』は、一般的・政治的平等思想に包摂されて積極的に主張されるとともに、法律=一般意思の優位の思想に支えられて、『自由』=個別意思に先行し、その前提となるべき観念であるとされた」(同書、295頁)からである。また他方で、第二帝政期になっても「立法府議員にとっては、『遺言の自由』の主張は、次三子の支持を失なうため選挙対策上のタブーとされた」(同書、389頁)のである。
- 19) 同上書, 303頁, 傍点原文。
- 20) Cf. O. Marchand et C. Thélot, *Deux siècles de travail en France*, INSEE Etudes, 1991, p.175.
- 21) かくして、ナポレオン民法典は「不妊法典 Code de la stérilité」(L. Duval-Arnould, «La famille nombreuse et la loi française», in Semaine Sociale de France, XII^e Session, Caen, 1920, Compte rendu in-extenso, Paris, J. Gabalda, p.196) と呼ばれるようになる。
- こうして、都市貧困層の結婚の困難さや彼らの 22) 非嫡出子の「準正化」は大きな社会問題の一つと なり、この問題に対処するためにカトリックの慈 善団体である「サン・フランソワ・レジス協会 | がジュール・ゴサンによってパリで1826年に創設 され、次いで1837年にはリヨンに最初の支部が結 成され、1844年になるとフランス国内だけで43の 地方支部を有するようになるが (cf. Catherine Duprat, Usage et Pratiques de la Philanthropie : Pauvreté, action sociale et lien social, à Paris, au cours du premier XIXe siècle, Volume II, Paris, Comité d'Histoire de la Sécurité sociale, 1997, pp.636-666), この1844年にロワール県の工業都 市サン・テチエンヌで結成された支部には「貧者 の結婚と彼らの私生児の準正化のためのサン・ ジャン・フランソワ・レジス慈善協会 Société charitable de Saint-Jean-François-Régis pour le mariage des pauvres et la légitimation de leurs enfants naturels」という名称が付されている(cf. Michael P. Hanagan, "Proletarian Families and Social Protest: Production and Reproduction as

Issues of Social Conflict in Nineteenth-Century France" in Steven L. Kaplan and Cynthia J. Koepp (ed.), Work in France: Representations, Meaning, Organization, and Practice, Cornell University Press, Ithaca and London, 1986, p.418)。また、フレデリック・オザナンらによって1833年から開始された「サン・ヴァンサン・ド・ポール協会」(ゴサンは1844年から1847年まで、この協会の会長も兼ねており、両協会は同じカトリック慈善団体として密接な協力関係にあった)の講演会や貧者家庭への戸別訪問活動なども彼らの結婚への援助のために尽力している(cf. C. Duprat, op. cit., pp.614-615, 666)。

さらに第二帝政期になると内務大臣の1862年10 月15日付通達で、わが子の父親との結婚を決意した未婚の母に優先して救済が与えられ、各私生児の準正化に対しては60~100フランの手当支給が勧告され、その結果、救済された未婚の母の10%以上が結婚したと報告されている(cf. Angela Taeger、«l'Etat、les enfants trouvés et les allocations familiales en France、XIXe、XXe siècles»、Francia、Forschungen zur westeuropäischen Geschichte、Band 16/3、1989、S.22)。

- 23) Cf. R. Talmy, *op. cit.*, p.33; 稲本, 前掲書, 339 ~353頁。
- 24) トクヴィル著/松本礼二訳『アメリカのデモクラシー 第一巻(上)』岩波文庫,2005年,79~82頁。
- Cf. Ernest Renan, Questions contemporaines,
 Paris, Michel Lévy frères, 1868, Préface, p.3.
- 26) Cf. Frédéric Le Play, Paysans en communauté du Lavedan (Hautes-Pyrénées, France), Paris, Société internationale des études pratiques d'économie sociale, 1857, pp.107-160 (Extrait de Les Ouvriers des deux mondes, t. I, 1er livraison, n° 3).
- 27) André Gueslin, Gens pauvres, Pauvres gens dans la France du XIX^e siècle, Paris, Aubier, 1998, p.159.
- 28) この「遺言の自由」に関しては、第二帝政期に ル・プレェが既にその法制化を求めて議会に働き かけ、「1865年に立法院に法案が上程される。し

かし、それは革命の重要な成果である均分相続を 真向から否定するものであったために約200票差 で否決される」(廣田明「フランス・レジョナリ スムの成立-ル・プレェ学派における家族、労働、 地域―」, 遠藤輝明編『地域と国家―フランス・ レジョナリスムの研究--』日本経済評論社、1992 年,68頁)ことになり、さらにル・プレエ自身が 1867年12月に元老院議員に任命されてから「遺言 の自由」に対する元老院長老たちの支持を獲得し ようと奔走したが、それも結局のところ1869年に 失敗に帰している。また、「1894年以前には〔相 続に関する〕あらゆる修正提案が拒絶された」 (Joseph J. Spengler, France faces depopulation: Postlude edition, 1936-1976: Durham, Duke University Press, 1979, p.150, note 30) のである。 こうして、均分相続に関する修正がようやく導入 されるのは、フランスにおける社会住宅立法の嚆 矢である1894年11月30日の「低廉住宅法」第8条 においてであり、そこで様々な優遇措置を受ける 労働者用の低廉持家住宅に関して,「これまでは 民法典の遺産分割規定の改革に慎重であった議会 は、今度はほとんど議論することもなく、〔1人 の相続人への一括〕相続特例の規定を承認する」 (吉田克己『フランス住宅法の形成―住宅をめぐ る国家・契約・所有権一』東京大学出版会、1997 年,337頁)のである。しかも、それは「特定の社 会階層の『道徳化』への強力な梃子」(同書, 339 頁、傍点原文)として「持家政策」を強化するた めである。

- 29) なお、この戦争で勝利したプロイセンが北ドイツ連邦を結成し、ドイツ統一の達成に大きく前進したことによって、まさに「自らの東側に新たな大国が形成されつつある時に、フランスに特有なものに思える営利的乳母業とその慣習に結びついた重度の乳幼児死亡率が少なくとも部分的にはフランスの人口減少ないし停滞の原因であるという懸念」(G.D. Sussman, art. cit., p.324) が医学会誌(Bulletin de l'Académie impériale de Médecine, XXXII, 1866-67) などで強く表明され始め、それが帝政崩壊後に乳幼児と里子の保護に関する1874年12月23日のルーセル法に結実することになる。
- 30) Raoul Frary, Le Péril national, Paris, Didier,

1881. なお、アンガス・マックラレンによると、 人口問題キャンペーンの最も喧しい一斉射撃は 1886年にアルフレッド・ペルヌサンが医師ロメル という名で刊行した『復讐の国に』(Dr. Rommel, Au pays de la revanche, Genève, Stapelmohr, 1886) によって火ぶたが切られたとされている。 この本では社会の全般的なデカダンスがフランス の出生率低下の原因とされたが、とりわけ「農民 は彼の土地を分割しなければならないことを恐れ て小家族を持ったし、ブルジョワは"煩わしさ、 面倒さ, 厄介さ"を避けるために同じ戦術を採っ た」(Angus McLaren, Sexuality and Social Order: The Debate over the Fertility of Women and Workers in France, 1770-1920, New York & London, Holmes & Meier Publishers, 1983, p.170) としている。

- 31) Hervé Le Bras, Marianne et les lapins: L'obsession démographique, Paris, Olivier Orban, 1991.
- 32) Georges Rossignol (alias Roger Debury), La France, pays de célibataires et de fils uniques, Paris, Delagrave, 1896. 著者のG. ロシニョルは初等・中等教育視学官であり、1912年に設置される後述の第二次人口減少問題院外委員会の委員に任命されている。
- 33) Cf. Karen Offen, "Depopulation, Nationalism, and Feminism in Fin-de-Siècle France", *The American Historical Review*, Volume 89, Number 3, June 1984, p.658.
- 34) 全国連盟の規約は、1883年に創設された民間団体である「我が言語の外国普及のためのアリアンス・フランセーズ」の規約を(またアリアンスの語も)模倣しており、さらにその会長のテオドール・パルマンティエが全国連盟の最初の指導委員会(conseil de direction)のメンバーになっている(cf. Virginie De Luca Barrusse, Les familles nombreuses: Une question démographique, un enjeu politique: France (1880-1940), Presses Universitaires de Rennes, 2008, pp.27-28)ことからして、フランス語の世界的な普及とセットでフランス人口の増大が目指されていることに注目する必要があろう。なお、この全国連盟については、

- 河合務「フランス第三共和政期の出産奨励運動と 教育――「フランス人口増加連合」を中心として ――」『教育学研究』(日本教育学会),第75巻第3 号,2008年9月(季刊),14~26頁,参照。
- 5) Cf. P.-A. Rosental, art. cit., p.27. ちなみに, démographie という語は Achille Guillard, Eléments de statistique humaine ou démographie comparée, Paris, Guillaumin et Cie, 1855で造語されたが(cf. A. McLaren, op. cit., p.9), この「ギイヤールの著作が世に出るのは…ギィヤールと[ルイ・アドルフ・]ベルティヨンの間での一連の討論からである」(Michel Dupâquier, «La Famille Bertillon et la Naissance d'une nouvelle science sociale: la démographie», Annales de démographie historique, 1983, p.294)。また、「nuptialité 婚姻率」という新語もベルティヨン父子によって1878年に創案されたとされる(ibid., p.302)。
- V. De Luca Barrusse, op. cit., Préface de Catherine Rollet, p.9. なお、この「共和主義的ナタリスムの誕生」は、ジェラール・ノワリエルが批判的意味をも込めて指摘する1880年代以降の「共和主義的科学の誕生」の一帰結として考えることができるであろう(cf. Gérard Noiriel, Les origines républicaines de Vichy, Paris, Hachette Littératures, 1999, pp.222-247)。
- 37) Cf. Andrés Horacio Reggiani, "Procreating France: The Politics of Demography, 1919– 1945", French Historical Studies, Vol. 19, No.3 (Spring 1996), pp.730-731.
- 38) アントワーヌ・プロは両潮流の家族観を明確に区別し、「左翼にあって、人権の個人主義は家族を配偶者間の契約の帰結としたし、…家族はそれを構成する諸個人を超越した一つの実体を成すものではなかった。…フランス人口増加全国連盟の創設で問題となるのはナタリスト政策であって、家族政策ではない。[他方で] 保守主義者は家族を本当に賛美する。カトリックの伝統は婚姻を一つの秘跡とするが、このことが人間の純粋な創造物である国家をまさに超えたところに家族を位置づける超自然的次元をそれに付与する」(Antoine Prost, «L'évolution de la politique familiale en France de 1938 à 1981», Le Mouvement social,

numéro 129, octobre-décembre 1984, p.7) ことに注目する。しかし、アンジェラ・タエガーは両潮流の複合的影響を重視し、「どちらも自らの人口統計的ないし家族的目標において政府の支持を求める。…そこから、ナタリストと同様にファミリオの影響を受けた公権力の一つの社会政策が生じる」(A. Taeger, a.a.O., S.24) とする。

- 39) 廣田明, 前掲論文, 97頁参照; cf. V. De Luca Barrusse, *op. cit.*, p.28.
- 40) V. De Luca Barrusse, op. cit., pp.14-16.
- 41) *Ibid.*, p.38.
- 42) このようにマターニティを女性の「社会的職 務」とする考え方は元来、フランスの社会主義フ ェミニストに伝統的であり、とりわけ1880年に 「パリ女性社会主義者同盟 l'Union des Femmes socialistes de Paris」を創設したレオニー・ルー ザド(Léonie Rouzade)がこの年代に母性を「有 償の社会的職務」とする説を唱えたとされる(cf. Karen Offen, "Body politics: women, work and the politics of motherhood in France, 1920-1950", in Gisela Bock and Pat Thane (eds) Maternity and Gender Policies, London and New York, Routledge, 1991, p.147)。また, フランス労 働党のポール・ラファルグが1892年に提出した産 婦に手当を支給する法案でも出産は「一つの社会 的職務」とされ、すべての働く女性に妊娠の4ヶ 月目から出産後の1年が終わるまで地域の生計費 に応じて1日3~6フランの手当支給が提案され たが、これは下院の笑いを誘い出した(cf. Mary Lynn McDougall, "Protecting Infants: The French Campaign for Maternity Leaves, 1890s-1913", French Historical Studies, Volume XIII, Number 1, Spring 1983, p.89)。しかしながら、1906年以降、 「ひとたび、社会的職務としての出産という理念 が『愛国的義務』としての分娩というより受け入 れやすい観念に結び付けられ、また長期間の金銭 的支援のためのユートピア的計画から切り離され ると、それは途方もない提案ではなくなった」 (*ibid.*, pp.98-99) のである。

なお、フランスにおける最初の女性フリーメソンで、反教権的共和主義のフェミニスト第一世代の代表であるマリア・ドゥレム(Maria

- Deraismes)は、出生率低下の原因が「均分相続」(J. ベルティヨンもこの説を支持)や「女性の贅沢好き」(これは贅沢の追求に由来する上昇移動を「社会的毛細管現象 capillarité sociale」と規定した社会学者アルセーヌ・デュモンの説)よりも、むしろフランスの女性と子どもの惨めな法的・道徳的状況にあることを亡くなる1年ほど前の1893年に強調しているが(cf. K. Offen, "Depopulation, Nationalism, and Feminism", art. cit., p. 656)、これは「世紀末」以降の出生率低下とその克服を検討する上で注目すべき重要な視点だと考えられる。
- 43) Paul Strauss, *L'Enfance malheureuse*, Paris, Bibliothèque-Charpentier, 1896, p.144. ちなみに, 本書でも「男の子の出産の急増は、ドイツの軍隊 にフランス軍の二倍の徴兵を確保している。...統 治者と被統治者との結合された努力によって、フランスが晒されているジャンヌ・ダルク以降の最大の国民的危機を避けることを目指す」(pp.8-9, 傍点は引用者) べきだと主張されている。なお、ポール・ストロースについては、河合務「フランス第三共和政期における人口問題と家族思想―ポール・ストロースを中心として――」『地域学論集』(鳥取大学地域学部紀要), 第2巻第2号, 2005年11月, 229~242頁, 参照。
- 44) Cf. A. Taeger, a.a.O., S.27.
- 45)「多子家族は、いまだ少し前まで―1914年において―社交界の人びとの軽蔑的で嘲笑的なさげすみの対象だった」(L. Duval-Arnould, art. cit., p.195)し、「大小コミューンのあまりにも多くの市町村長がスチュアート・ミルと同様に、貧者の多産性は飲酒癖と同じく軽蔑すべき悪習だと考えていた」(ibid., p.197)のである。
- 46) Cf. Remi Lenoir, Généalogie de la morale familiale, Paris, Seuil, 2003, p.254.
- 47) Anne Cova, Féminismes et néo-malthusianismes sous la III^e République : «La liberté de la maternité», Paris, L'Harmattan, 2011, p.19.
- 48) Cf. Francis Place, Illustrations and proofs of the principle of population: including an examination of the proposed remedies of Mr. Malthus, and a reply to the objections of Mr. Godwin and others, London: printed for Longman, Hurst, Orme, and

Brown, 1822.

- 49) 彼はマルクスの提案で1870年11月に第一インター総評議会のメンバーになったが、パリ・コミューン後に他のバクーニン派とともに排除される(cf. Dictionnaire biographique du mouvement ouvrier français, Tome XV, Troisième partie, 1871~1914, Paris, Les Éditions ouvrières, 1977, p.69; Francis Ronsin, «Liberté—Natalité, Réaction et répression anti-malthusiennes avant 1920», Recherches, N° 29, L'Haleine des faubourgs, décembre 1977, p.366)。
- 50) ロバンは、既に1869年に『統合教育論 De l'Enseignement intégral』と題したパンフレット を公刊し(ただし、彼の友人であったギュスター ヴ・フロベールはこれに失望したとされる。cf. Georges Duveau, La Pensée ouvrière sur l'Éducation pendant la Seconde République et le Second Empire, Paris, Domat Montchrestien, 1947, p.94), 理論的かつ実践的訓練を融合した「統合教育」を 主張し、また1890年から1905年まで雑誌『統合教 育 l'Éducation intégrale』を発刊しているが、これ に影響されて「統合社会主義」「統合ヒューマニ ズム」「統合ナショナリズム」「統合フェミニズ ム」など一連の「統合主義」が19世紀末に出現し ている (cf. K. Offen, "Depopulation, Nationalism, and Feminism", art. cit., p.654, note 11) o
- 51) Cf. A. MacLaren, *op. cit.*, p.95.
- 52) Cf. F. Ronsin, art. cit., p.367.
- 53) *Ibid*
- 54) Cf. A. Cova, op. cit., pp.32-33. なお、ロンサンは、この講演会でマリー・ユーオが「初めて『腹のストライキ Grève des ventres』という有名な標語を発した」(Ronsin, art. cit., p.367, note 3) と記していたが、コーヴァは「本講演会で彼女はいかなる時にもこの表現を用いていない」(Cova, op. cit., p.33) ことを明らかにしている。発せられた正確な表現はどうであれ、ユーオの「生殖の棄権」という「再生産のストライキ」への呼びかけは、かなりの女性フェミニスト(その多数派ではないにしても)の支持を得ていたように思われるし、1904年のナポレオン民法典百周年の記念祝典に抗議する演説においてフェミニストの女性

- ジャーナリストであるネリー・ルーセルもこの ようなストライキを提唱している (cf. K. Offen, "Depopulation, Nationalism, and, Feminism", art. cit., p.649, note 3)。ただし、ルーセルは、避妊 には賛成だったが、最後の救済手段の場合を別と して妊娠中絶には反対している (Anne Cova, "French feminism and maternity: theories and policies 1890-1918", in G. Bock and P. Thane (eds), op. cit., p.127)。これに対して, 自ら「統合 フェミニスト」と称したマドレーヌ・ペルティエ は妊娠中絶を支持したが、それは彼女によれば 「産まれた子は個人であるが、子宮の中の胎児は そうではなく、母親の身体の一部をなす」(M. Pelletier, «Le droit à l'avortement», in Claude Maignien (éd.), Madeleine Pelletier: L'Education féministe des filles, Paris, Syros, 1987, p.137) から であった。だが今日では、このように胎児を単純 に「母親の身体の一部」と見なすよりも、「『1』 でも『2』でもない存在として、妊婦を描かねば ならない」(田間泰子「妊娠から歴史を考える」 『歴史学研究』No.916, 2014年3月号, 30頁) とさ れている。
- 55) A. McLaren, op. cit., p.160. 以上のようなロバンの思想に基づき、人間再生同盟はその目的の第一に、「親たちが彼らの子の数に関して慎重さを示さなければならない場合を見分けることを可能とし、この点について親たちの自由、何よりも妻の自由を保証する生理学・社会科学の正確な知識を普及すること」(Alain Drouard, «Aux origines de l'eugénisme en France: le néo-malthusianisme (1896-1914)», Population, mars-avril 1992, numéro 2, p.440, note 6. 太字は引用者)を掲げている。
- 56) なお、レーニンは、1913年の「ピロゴフ記念ロシア医師協会」の大会で人工流産の問題が大いに議論された際に「労働者階級と新マルサス主義」と題する論考を『ブラウダ』(1913年6月16日)に載せている。そこで「ニュー・ヨークでは、一年間に8万人の人工流産がおこなわれ、フランスではそれが毎月3万6千人におよんでいる」ことを指摘しながら、「われわれは母親たちに、学校で片輪にし、徴兵にとられ、やがては自殺へ追いやるために子供を生みなさいと説得しなければなら

ないというのか!」という、「臆病な階級」として の「小ブルジョアの叫び」が大会で拍手喝采され たことに対して、「なぜ、われわれの世代を片輪 にし、破滅におとしいれているこんにちの生活条 件に反対して、われわれ〔の世代〕よりもりっぱ に、より結束して、より意識的に、より断固とし てたたかうために生まないのか?」と反論してい る。そして、「われわれは新マルサス主義の無条 件的な敵である。新マルサス主義は、どうかわれ われ自身はなんとかもちこたえていけますように、 だが子供はもうない方がいいのですとおどおどし てつぶやく冷酷な、利己的な素町人夫婦向きの思 潮である」と規定する。ただし最後に、「だから といって、もちろん、われわれが堕胎を訴追する あらゆる法律の無条件廃止を要求し、また避妊措 置にかんする医学書の普及などに賛成することは、 いっこうにさしつかえがない。...医学的宣伝の自 由および男女市民の基本的な民主主義的諸権利の 保護と、新マルサス主義という社会学説とは別の ものである」と結論づけている(『レーニン全集 第19巻』大月書店、238~240頁)。しかし、ロバン やフランスの先進的フェミニストの独自性は、こ の「男女市民の基本的な民主主義的諸権利の保 護」(とりわけ「妻の自由」) と新マルサス主義と を「別のもの」ではなく、本文で述べたように不 可分に結合しようとしたことにあると思われる。 しかしながら、ロバンや人間再生同盟の思想も、 当時流行し始めていた「優生学」に冒されており, 「退化した者(変質者)」には再生産の権利を否定 する点で民主主義的諸権利の擁護とは全く相容れ ない側面を有することも同様に指摘しなければな らない。

57) フランスの新マルサス主義者の中には「退化者 (変質者) dégénérés」の不妊手術を支持する潮流 が存在し、ロバン自身も1905年に「不治の変質者 の最悪の者に対しては、そうした人々の再生産の 維持を目指す精神科医もいるが、人工的不妊手術 以外の打開策は存在しない」(A. Drouard, art. cit., p.448) と述べている。

なお、当時の精神医学において、精神病は遺伝 的・素質的欠陥から生じるとする「変質論 théorie des dégénérescences」(これは神学的な起源を有 する説)が国際的に影響力を有していたが、精神 病によるものに限らず、結核・梅毒・アルコール 中毒などにも由来する一般的な「変質・退化」へ の恐怖はラマルク主義の伝統のあるフランスにお いてとりわけ強く感じられていたのである (cf. William Schneider, "Toward the Improvement of the Human Race: The History of Eugenics in France", The Journal of Modern History, Volume 54, Number 2, June 1982, p.273)。というのも. 後天的に得られた特質=獲得形質が遺伝しうると 主張するフランス生物学のラマルク的伝統は、獲 得形質は遺伝しない (また、遺伝形質は個人の中 に生物学的に固定されており、環境の変化によっ ては変えられない)とするオーストリアのメンデ ルやドイツのワイスマンの理論と異なって、環境 を変えることによって変質や退化を防ぐことが可 能と考える点では希望があるにしても、他方で一 旦獲得された「変質・退化」が遺伝することへの 恐怖も一層強くなるからである。しかも、「先天 梅毒 hérédosyphilis」の思想に示されているよう に「梅毒や結核、アルコール中毒のような疾患も 当時は遺伝すると考えられていた」(*ibid.*, p.275) し,「アルコール中毒・梅毒あるいは"神経性"の 遺伝がフランス人民の将来を破滅させるであろ う」 (Jacques Léonard, Médecins, Malades et Société dans la France du XIXe siècle, Paris, Sciences en Situation, 1992, p.151) と恐れられて いたのである。ロバンの上述の「不治の変質者の 最悪の者」に対する人工的不妊手術の主張やフラ ンス「優生学」の特徴を,このような歴史的状況 の中に位置づけることが必要であろう。

- 58) K. Offen, "Depopultaion, Nationalism, and Feminism", *art. cit.*, p.648.
 - 9) Jean Marestan, L'Education sexuelle, Paris, La Guerre sociale, 1910, p.231. この本は、1908年に 人間再生同盟が分裂し、ユジェーヌ・アンベール (Eugène Humbert) が結成した別組織である「自 覚的生殖 Génération consciente」社などからも後 に再販されるが、最初は第一次世界大戦前の反軍 国主義闘争で有名な社会主義者ギュスターヴ・エルベの「社会戦争 La Guerre sociale」社から刊行された(初版1910年1月1日付)。そして、それ

- が14万部以上も発行されたことや他の新マルサス 主義パンフレットの販売が同社の破産を救ったと される (cf. F. Ronsin, *art. cit.*, pp.372-373)。
- 60) A. Cova, Féminismes et néo-malthusianismes ..., op. cit., p.11. なお, カーレン・オフェンは, 「1890年代初めに"フェミニスム"という言葉がフ ランスで最初に流行した」ことを指摘し、それに は様々な潮流があるにしても、哲学的に最も重要 なのは、「"家族的"フェミニズム」と「"個人主義 的"(ないし"統合主義的")フェミニズム」であ り、前者は「家父長制の経済的基盤の破壊を目的 とせず、既存の社会を女性により有利に再編する ことを目指した」が、後者は「性や家族的考慮、 国家的関心にかかわりなく. 個人にとっての機会 の平等を追求し…性別分業に反対した」(K. Offen, "Depopulation...", art. cit., p.654) と概括し ている。多数派のフェミニズムは前者に分類され るが、新マルサス主義フェミニズムが少数派の後 者に属することは明白であろう。
- 61) K. Offen, "Depopulation...", art. cit., p.662.
- 62) Cf. A. Cova, «Femmes et associations : Le Conseil national des femmes françaises sous la III^e République», in *Femmes Familles Filiations : Société et Histoire*, Études réunies par Marcel Bernos et Michèle Bitton en hommage à Yvonne Knibiehler, Aix-en-Provence, Publications de l'Université de Provence, 2004, pp.75-88.
- 63) 既に1910年には時の法務大臣であったルイ・バルトゥが刑法317条を修正し「堕胎への扇動」を取り締る法案を提出しており、また類似の法案もその直後に提出されている。
- 64) Cf. F. Ronsin, art. cit., pp.374-375. なお、ナタリストたちは、新マルサス主義者による避妊具やその方法に関する出版物の販売を「猥褻obscénité」や「ポルノ pornographie」の普及として告訴し、禁固刑や罰金刑を科す判決を1907年、1908年、1909年と続けて獲得しているが、人間再生同盟の最初の有給職員であるユジェーヌ・アンベール(彼はこの咎で2度投獄されている)に対するセーヌ県軽罪裁判所の1909年の判決理由は、「女性は科学の発見のおかげで、つまり避妊具の使用で妊娠の危険を冒す必要がなく、彼女が望む

- 場合にしか、その時期にしか母親にならないということから、自由恋愛や愛の前での両性の平等をアンベールは説いたこと、そのような主張それ自体が不道徳であり、放蕩や遊蕩への不断の扇動であること、それが最も大きな社会的危険を成していること、に鑑みて…」(A. Drouard, art. cit., p.443, note 12)となっている。まさに当時の常識的メンタリティはこのようなものであったことを知る必要があろう。
- 65) F. Ronsin, «La classe ouvrière et néomalthusianisme : l'exemple français avant 1914», Le Mouvement social, janvier-mars 1979, numéro 106, p.94.
- 66) Cf. Robert Brécy, Le mouvement syndical en France 1871-1921, Gif-sur-Yvette, Éditions du Signe, pp.17-39.
- 67) Henri Dubief, Le Syndicalisme révolutionnaire, Paris, Armand Colin, p.32: アンリ・デュビエフ 編著,上村祥二・田中正人・谷川稔・藤川佳子訳 『サンディカリスムの思想像』 鹿砦社,1978年,28 頁。
- 68) Maxime Leroy, La Coutume ouvrière, tome 1, Paris, M. Giard & É. Brière, 1913, pp.265-270.
- 1910年3月にオルレアンで開催された建設労連 69) 第三回全国大会における新マルサス主義の問題に 関する委員会の報告者は,「それは組合の決定と いうよりも、むしろ個人の自覚に属する問題であ るように委員会には思えた」(André Armengaud, «Mouvement ouvrier et néo-malthusianisme au début du XXe siècle», Annales de démographie historique, 1966, p.12) と言明しているし、また 2 年後のボルドーでの全国大会でも「新マルサス主 義に関して, この問題は組合の関心事以上に個人 の自覚に属すると委員会は判断する」(F. Ronsin, «La classe ouvrière et néo-malthusianisme...», art. cit., p.96) という動議が採択されている。さ らに、陶磁器工組合の1911年リヨン大会でも、 「新マルサス主義理論の普及は個人の自覚に属す る」(ibid.) とされた。
- 70) F. Ronsin, «La classe ouvrière et néomalthusianisme...», *art. cit.*, pp.95–96.
- 71) Cf. *ibid.*, pp.109-110.

- 72) Cf. ibid., pp.114-115. また、ルーアンの経営者 ルイ・デッシャンは、「ルーアンおよびその郊外 において1913年と1914年の最初の数ヶ月に猛威を 振るった新マルサス主義の忌まわしいキャンペーンによって、我が労働者人口の道徳性とメンタリティーにもたらされた荒廃」を嘆きながら、「ルーアン市ではその戸籍簿において死亡の項が出生のそれを毎日凌駕しているのが継続的に見られた」(Louis Deschamps, «Le Sursalaire Familial à Rouen», in Semaine Sociale de France, XI^e Session, Metz 1919, Compte rendu in-extenso, Paris, J. Gabalda, pp.164-165)と報告している。
- 73) F. Ronsin, "Liberté—Natalité….", art. cit., pp.375-376. さらに、A. アルマンゴーも「多くの組合は、新マルサス主義の宣伝に対して少なくとも一定の無関心や受動性で応じた[し]…., この領域において組合界内部でのいくらかの姿勢の相違があると結論しうる」(A. Armengaud, art. cit., p.12)としている。なお、彼はこの点に関して「アナーキストの中でさえも全員の合意が実現するには程遠かった[し],….[その上、例外があるにしても]抵抗が最も明確に示されたのは恐らく本来の意味での社会主義者の中においてである」(ibid., p.13)ことを明らかにしている。

The Historical Development of Population Problems and Family Policy in France :

Focusing on the Period before the First World War (Part I)

FUKASAWA Atsushi i

Abstract: The total fertility in France began to fall from the middle of the eighteenth century and the rate of aged persons above 65 years old reached 7% in 1864, the earliest occurrence of this in the world. Therefore, the questions of scarcity of children and depopulation continued to be probably the social problems that attracted the most interest within this nation. Especially after the defeat of the Franco-Prussian War in 1870, the mentality known as 'obsession démographique (demographic obsession)' has prevailed largely among the people and this obsession seems have not been completely eradicated even though fertility constantly exceeds 2 points today.

This article aims to elucidate firstly why such a scarcity of children and such a decline of fertility occurred so early in France, secondly how there developed in the late nineteenth century a current in France called 'natalisme républicain (republican pronatalism)' which differs from the familist current of Catholicism. Lastly it attempts to clarify the characteristics of French Neo-Malthusianism which occurred against these two currents with the shocking slogan of 'Grève des ventres (wombs strike)', to what extent it prevailed especially among working classes, and what kinds of attitude has expressed French feminism in regard to this Neo-Malthusianism.

Keywords: demographic formula, depopulation, populationism, inheritance by equal distribution, republican pronatalism, wombs strike, Neo-Malthusianism, feminism

i Professor, Faculty of Social Sciences, Ritsumeikan University